

平成29年度予算(案)保育対策関係予算の概要 (参考資料)

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(**40万人分 ⇒ 50万人分**)。

◆ **各自治体の取組**により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた3.9万人分のうち2万人分の整備を前倒し)

○平成29年度当初予算案(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上)

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)
1、2歳児 : **35.1% → 41.1% → 48.0%**
 (平成29年度末) 50万人分確保時の利用率

<【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年)>

(注)利用率: 利用児童数 ÷ 就学前児童数

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

<待機児童解消加速化プランの全体像>



保育園等整備交付金

(平成28年度予算) (平成29年度予算案)
534.2億円 → 564.0億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

・ 保育園緊急整備事業	449.5億円	→	351.0億円
・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)	41.1億円	→	39.4億円
・ 小規模保育整備事業	43.6億円	→	28.2億円
・ 保育園防音壁設置事業			4.6億円

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人、株式会社及びNPO法人等市町村が認めた者(公立施設を除く)*

* 「待機児童解消加速化プラン」に参加実績のある市町村又は財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。(平成29年度末までの特例措置)

【補助率】 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算:389.6億円 → 平成29年度予算案:394.8億円

【事業内容】

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 177億円(194億円)

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ②保育士資格取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ④保育体制強化事業
- ⑤保育士試験による資格取得支援事業
- ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦保育士試験追加実施支援事業
- ⑧保育補助者雇上強化事業
- ⑨若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑩保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑪保育園等における業務集約化推進事業【新規】
- ⑫保育人材就職支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 122億円(174億円)

- ①保育園等改修費等支援事業
- ②保育園設置促進事業
- ③都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

III その他事業 74億円(22億円)

- ①民有地マッチング事業【拡充】
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善等事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧サテライト型小規模保育事業【新規】
- ⑨保育利用支援事業(入園予約制)【新規】
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- ⑪保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育園等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

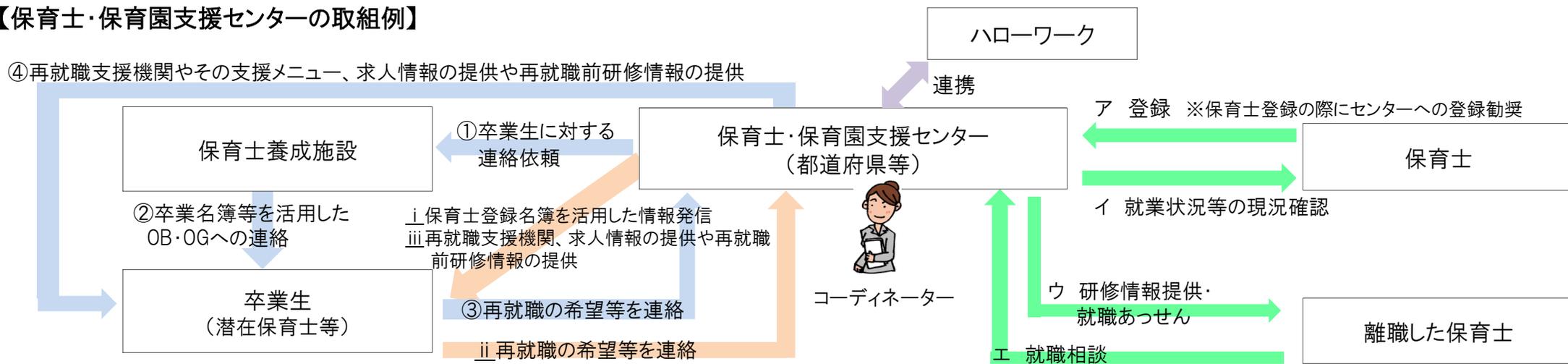
【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

【保育士・保育園支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育園に対する取組
 - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
 - ・保育園で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育園支援センターの取組例】



【目的】

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

【要求(拡充)内容】

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

【補助率】

国 1/2 市町村(特別区含む) 1/2

※保育園等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育園等の設置者1/4

【補助単価】

1人当たり 月額82,000円(上限)

【概要】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する

＜市町村における人材確保に関する事業の例＞

○潜在保育士の再就職支援

- ・保育士・保育園支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）
- ・雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等

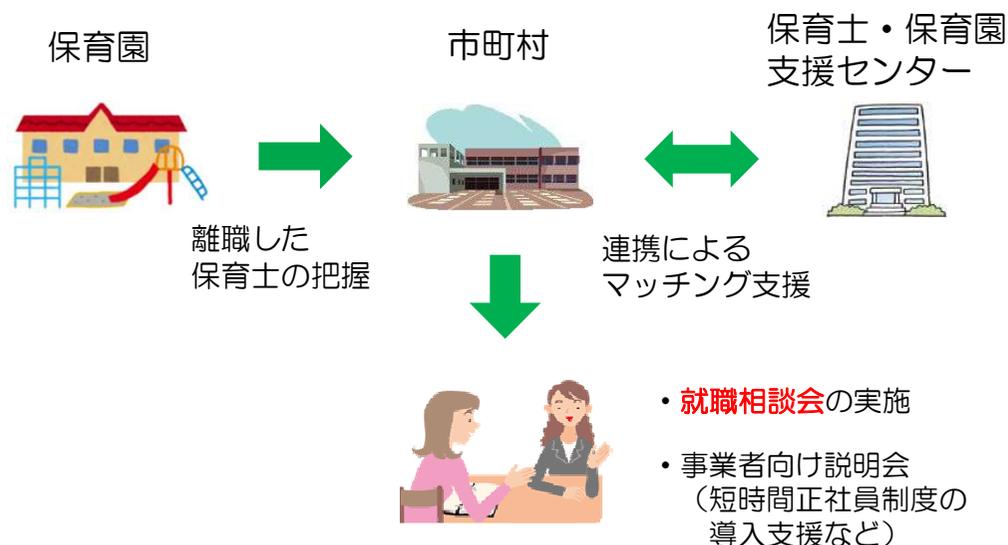
○新卒の人材確保・就業継続支援

- ・保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
- ・高校生や中学生の職場体験
- ・新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

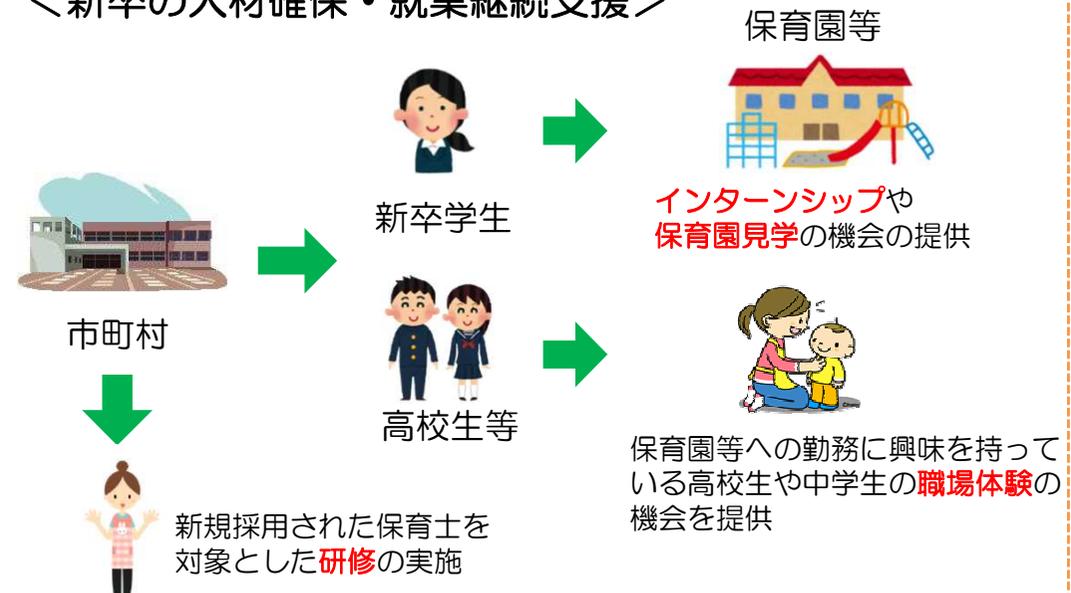
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

＜潜在保育士の再就職支援＞



＜新卒の人材確保・就業継続支援＞



【事業概要】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

民有地マッチング事業を拡充し、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育園等にコーディネーターを配置することを新たに支援する。(別添参考を参照)

【補助率】

国 1/2 都道府県 1/2

※市区町村が実施する場合は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助額】

コーディネーター配置経費 1か所当たり 4,000千円

- 保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

開所前

住民説明会の開催



住民との調整
・合意形成



【保育園等】



機能強化

開所後

3歳児の保育園等
への接続



地域活動への参加



保護者等への
相談援助



- **保育園設置に向けた地域住民との調整・合意形成**
- 保育園・自治体間の連携 など

- 3歳児の保育園等への接続支援
- 地域活動への参加
- 保護者等への相談援助 など



地域連携コーディネーター

自治体・保育園等に配置（民間事業者への委託も可）

【事業概要】

保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育(体調不良時対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

保育環境改善等事業を拡充し、一時預かりの継続利用を実施するために必要な改修費及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れに必要な設備等に要する費用を補助対象にする。

【補助率】

国 1/2 市区町村 1/2

※一時預かり事業の継続利用及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れの改修費・設備等の場合

【補助額】

1施設当たり 32,000千円

サテライト型小規模保育事業の創設

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。

【保育園等】



0～5歳児
を受入れ

【保育園等】

インセンティブを付与



3歳児以降の
受入れ重点化

★小規模保育事業所で受け入れている
子どもの3歳到達時における保育園
等への積極的な受け入れを支援

3歳到達

【小規模保育事業所】



3歳未満児の受入れ強化

- 【実施主体】 市区町村
- 【補助率】 国 1/2 市町村 1/2
- 【補助額】 1か所当たり 4,312千円

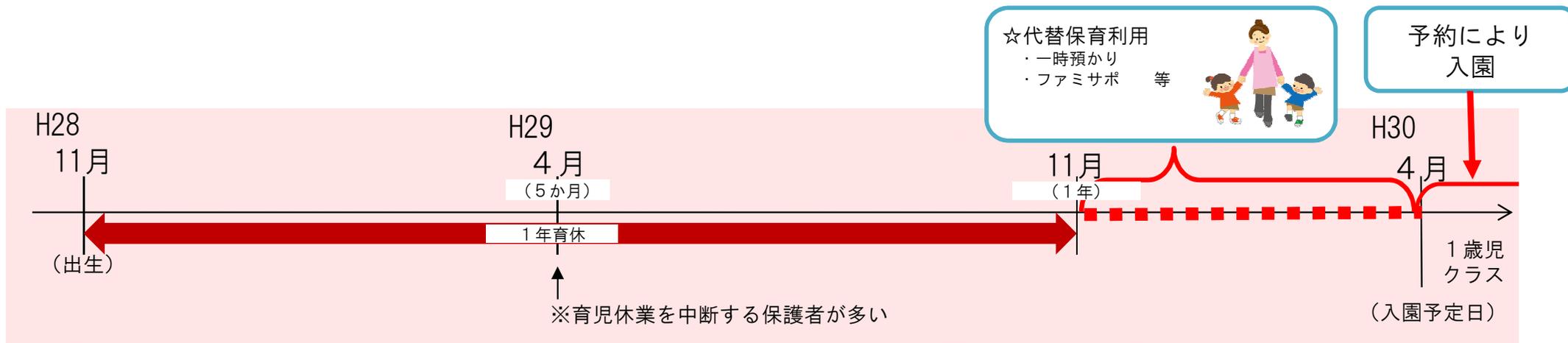
【事業内容】

0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

【実施主体】市町村 【補助率】国 1/2 市町村 1/2

1. 育休明けから4月までの代替保育の利用支援



2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行う。

医療的ケア児とは 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

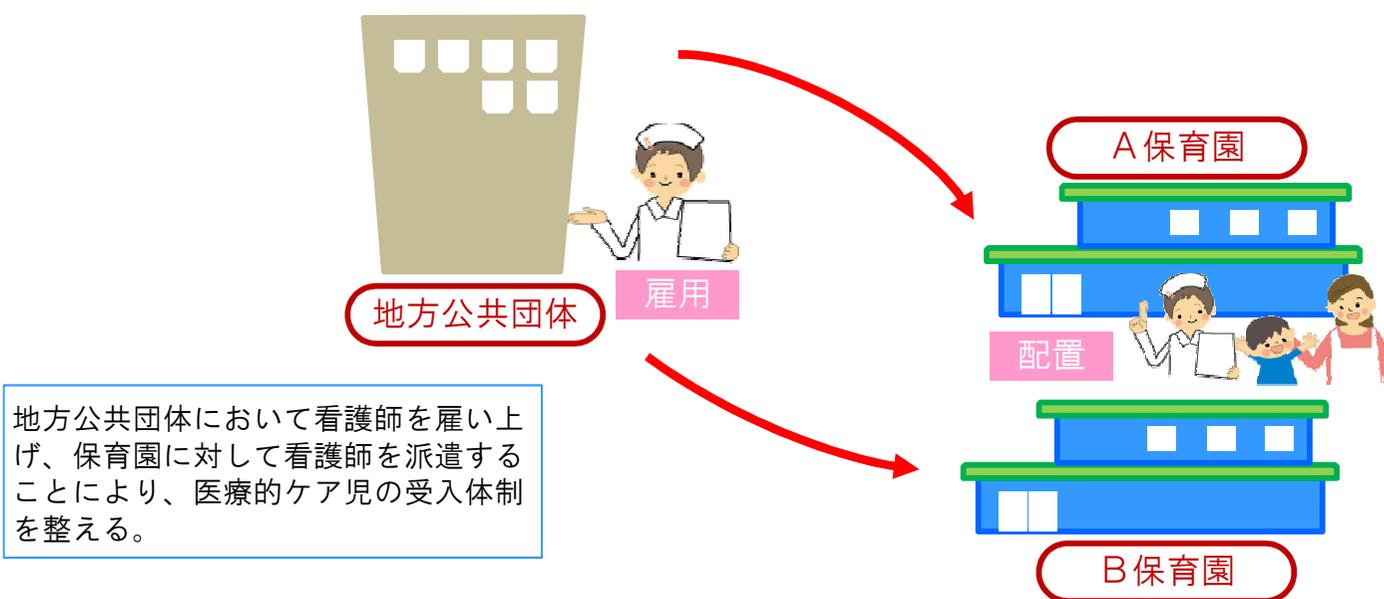
あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。（当該研修に係る代替職員の配置等）
- ・ 医療的ケア児受入れの際に、（研修受講済み）保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助率】 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

（市町村が実施する場合は、国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4）



保育園等の事故防止の取組強化事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

- 重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ
 - 報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知
 - ・公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

- 重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ
 - ・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
 - ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
 - ・事故の再発防止のための事後的な検証
 - 地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
 - 国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者にも周知

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組(保育園等の事故防止の取組強化)

◎保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。

- 死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施
- 死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置

事故防止の取組

死亡率ゼロを目指す



認可保育園等



認可外保育施設

<所要額>

- 【研修事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2
補助額: 1人当たり6千円
- 【巡回支援指導事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2
補助額: 巡回支援指導員1人当たり4,064千円

【概要】

認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

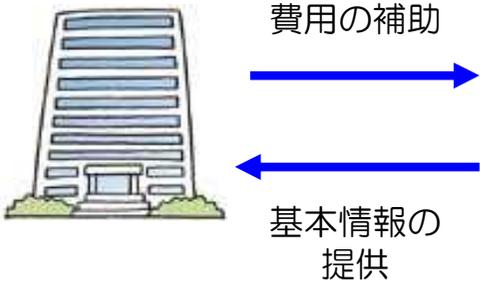
【補助率】

国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4
 (都道府県から市町村に権限委譲している場合) 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

【補助基準額】

1自治体当たり 40,000千円

【厚生労働省】



ICT化により、届出等手続きの負担減

都道府県又は市町村



届出等システム
の導入

○システムの構築

○届出、運営状況報告
等の情報の集約



認可外保育施設



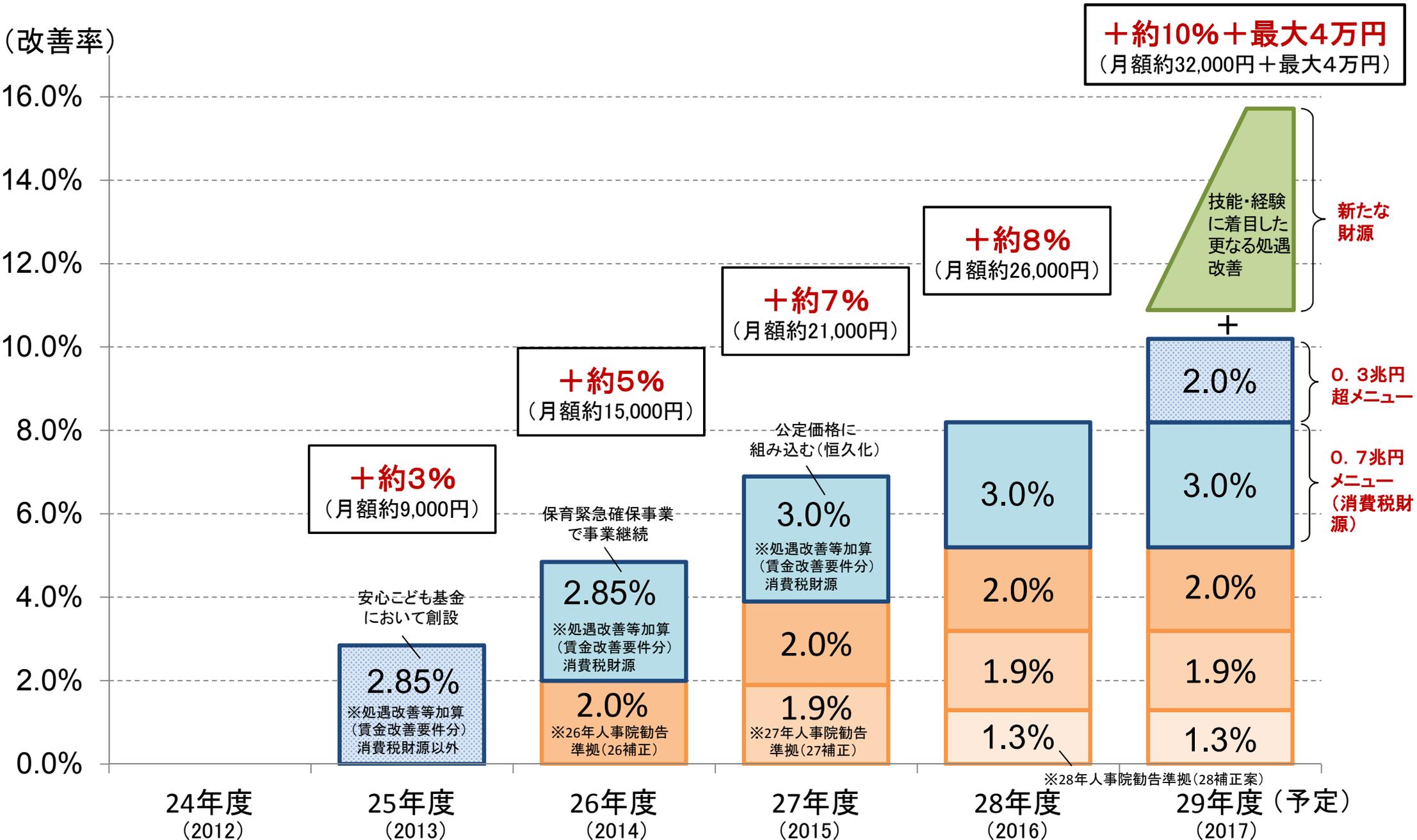
認可外の居宅
訪問型保育事業
(ベビーシッター)

施設・事業の
実態把握

届出等業務効率化
による指導の強化

書類作成効率化による
保育環境の改善

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

①保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



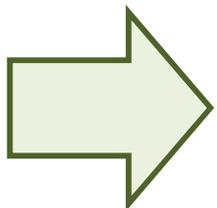
新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体: 都道府県等
- ※ 研修修了の効力: 全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ※ライン職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー ※スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

月額4万円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善

園長
＜平均勤続年数24年＞

主任保育士
＜平均勤続年数21年＞

保育士等 ＜平均勤続年数8年＞

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

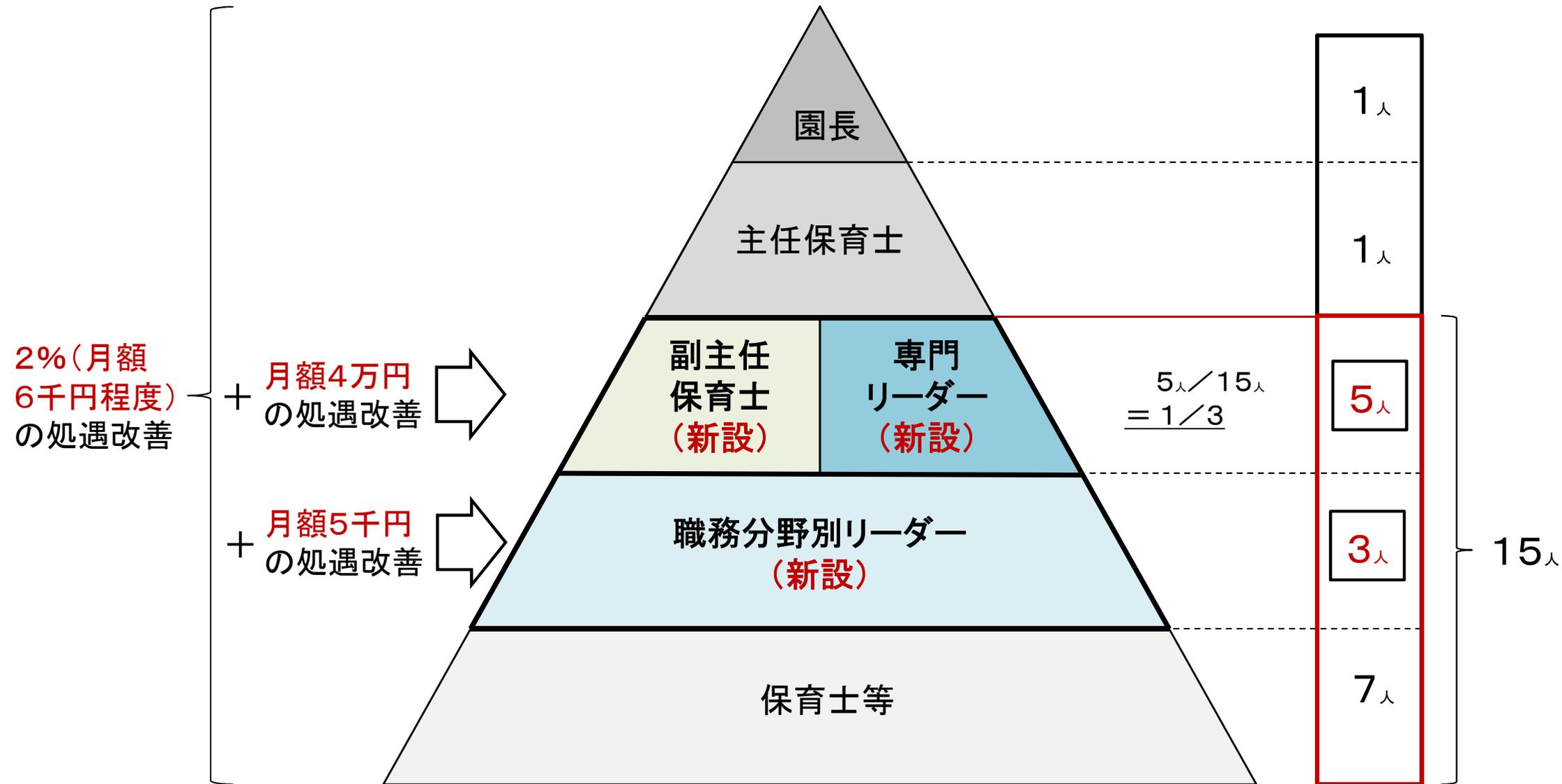
留意事項

- **経験年数**に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- **研修**に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- **月額4万円の配分**については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。
ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、**職務手当を含む月給**により実施。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



※新たな名称はすべて仮称

平成29年度幼児教育無償化に向けた対応（保育園）

1. 市町村民税非課税世帯の第2子保育料の無償化

市町村民税非課税世帯（第2階層）＜生活保護世帯を除く年収約260万円未満＞

第2子保育料	3歳以上児	3,000円（月額）⇒	0円（月額）
	3歳未満児	4,500円（月額）⇒	0円（月額）

2. 年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第1子保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減

①市町村民税所得割課税世帯（第3階層）＜年収約260～330万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	7,750円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	9,250円（月額）⇒	9,000円（月額）

②市町村民税所得割課税世帯（第4階層の一部）＜年収約330～360万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	13,500円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	15,000円（月額）⇒	9,000円（月額）

※年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第2子以降の保育料は平成28年度無償化

対象人数 9.5万人

所要額 37.0億円（国費 12.2億円、地方費 24.8億円）